

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年六月二十五日奈良県指令郡土第八一―一六号

平成二十五年十月二日奈良県指令郡土第八一―一六―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十月三日郡土第五一六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十月三日郡土第一五六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目一四四五番及び一四四六番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市新旭ヶ丘三番三六号

株式会社三宝建賤 代表取締役 中野正弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目一四四五番及び一四四六番一の各一部